



## 谷中らしいまちづくりをめざして

台東区 地域整備第三課

## 谷中地区 地区計画（原案）を作成いたしました

台東区では、谷中地区の歴史・文化等の地域資源や特徴的な景観を活かすとともに、防災性の向上を図るため、“暮らしと文化のまち 谷中”をまちづくりの目標に掲げる『谷中地区まちづくり方針』（平成29年3月 台東区）を、本地区にお住いの方を中心とした谷中地区まちづくり協議会のご意見を伺いながら策定いたしました。

そして、平成29年度に「まちづくりルール（地区整備計画）に関するアンケート調査」を実施し、その調査結果を踏まえて「谷中地区 地区計画（素案）」を作成いたしました。

平成30年度には「谷中地区 地区計画（素案）説明会」を開催し、（素案）に対して本地区内の住民・権利者の皆様からご意見を伺ってまいりました。

このたび、区では、住民・権利者の皆様から頂いたご意見、及び関係機関との協議を踏まえて（素案）を修正し、「谷中地区 地区計画（原案）」を策定いたしました。

そこで本誌では、「谷中地区 地区計画（原案）説明会」の開催をご案内するとともに、「谷中地区 地区計画（原案）の概要」を掲載いたしました。

区としては、今回の（原案）説明会から都市計画の法定手続きに入りますので、引き続き、「谷中地区 地区計画（原案）の公告・縦覧」を行います。詳しくは8ページをご覧ください。

## 谷中地区 地区計画（原案）説明会を開催します

## 説明会のご案内

谷中地区内にお住まいの方、土地・建物をお持ちの方へのご案内です。  
谷中地区地区計画（原案）の概要の説明を行います。1時間30分程度を予定しています。

**日時：令和元年10月19日（土）午後7時開始**

**開始時間の30分前から受付を開始いたします。**

**会場：谷中区民館 2階 多目的ホール  
（谷中防災コミュニティセンター内）**

## 【所在地】

谷中5丁目6番5号

## 【アクセス】

JR日暮里駅 徒歩8分

東京メトロ（千代田線）千駄木駅 徒歩6分

東西めぐりん14番停留所「谷中小学校」徒歩3分

※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください

## 【会場案内図】



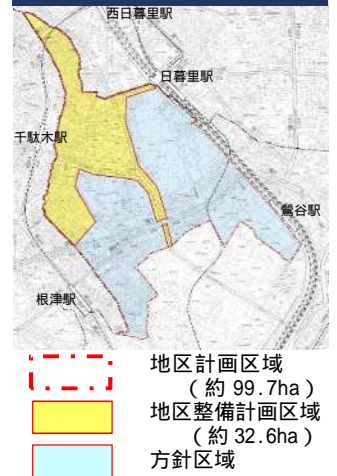
# 谷中地区 地区計画（原案）の概要

## 1 地区計画の目標

本地区計画では、『谷中地区まちづくり方針』に基づき、特徴ある既存のまち並みの維持・保全に配慮しながら1～3の取組みを進め、**本地区の防災性の向上と地域活力と落ち着きある暮らしが調和したまちづくりの実現**を目標とします。

- 1 老朽木造建築物の不燃化建替えを促進し、狭あい道路の改善等により消防活動の円滑化を図ることにより、防災性の向上を図ります。
- 2 寺院や住宅地が調和した地域特性を活かした住環境の更なる向上を図ります。
- 3 誰もが安全で安心して谷中を巡ることができる環境づくりを進めます。

### 位置・区域図



## 2 地区の区分と土地利用の方針

### 土地利用の方針

本地区の特性に応じて地区内を7地区に区分し、防災性の向上を図るとともに、谷中の特徴である寺院と住宅地が調和した土地利用の維持と住環境の向上を図るため、次のような土地利用の方針を定めます。なお、その他の地区においては、『谷中地区まちづくり方針』の地区別まちづくり方針に基づき、本地区の特性に応じた市街地を形成していきます。

#### 道灌山通り沿道地区

事務所、店舗、住宅等の各機能の調和を図りながら、後背住宅地の環境に配慮した複合市街地を形成します。

#### 商業・住宅地区1 商業・住宅地区2

個性と魅力ある店舗等により、特徴ある既存のまち並みの維持を図りつつ、健全で賑わいある商店街と住宅が調和した複合市街地を形成します。

#### 朝倉彫塑館通り沿道地区1 朝倉彫塑館通り沿道地区2

朝倉彫塑館通り沿いの既存のまち並みの維持及び保全・継承を図りながら、朝倉彫塑館通り沿道地区1では、個性と魅力ある店舗等と住宅が調和した複合市街地を形成します。朝倉彫塑館通り沿道地区2では、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和した良好な市街地を形成します。

#### 住宅地区

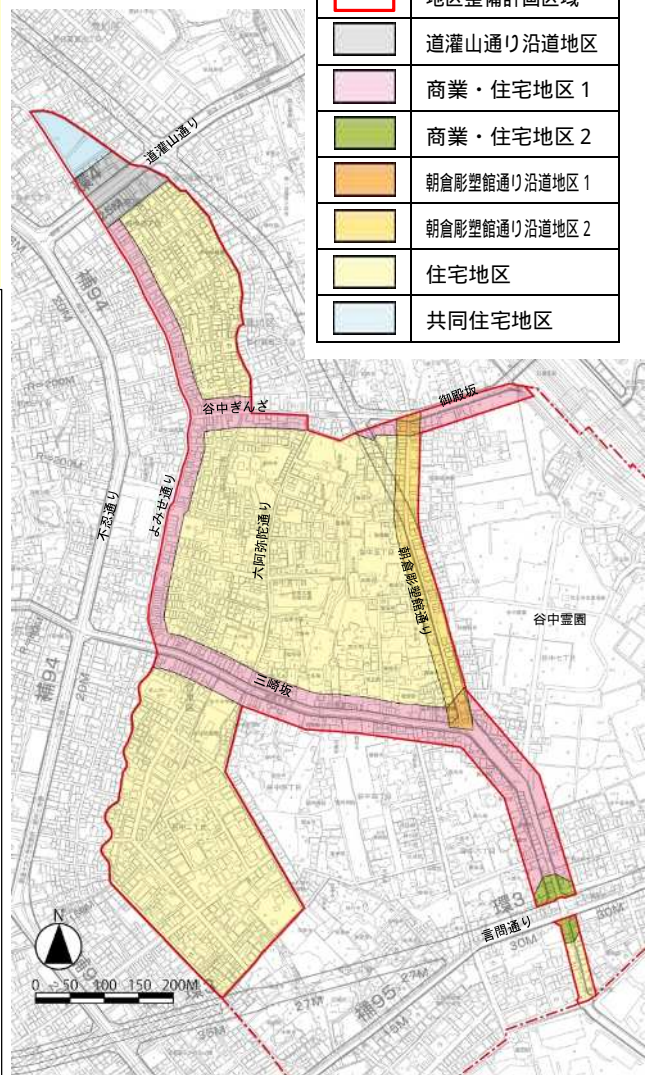
沿道空間の整備を伴った不燃化建替え等の促進により、安全で安心して住み続けられる住環境を整備し、防災性の向上を図ります。

また、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和したまち並みの維持を図りつつ、良好な市街地を形成します。

#### 共同住宅地区

共同住宅を主体とした良好な市街地を形成します。

### 地区区分図





### 3 地区施設（道路、公園、広場）の整備の方針と配置

#### 1 道路

災害時の消防活動を円滑化し、避難経路や消防車・救急車等緊急車両の通行路として、地区の安全性や防災性の向上のため重要な道路を「防災生活道路」として位置づけます。

##### 防災生活道路 A 防災生活道路 B





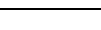


本地区の骨格を形成している主要な道路網を「防災生活道路 A・B」と位置づけるとともに、歩いて楽しめる安全な環境づくりに努めます。

なお、幅員 4 m 未満の狭い道路については、地区の安全性や防災性の向上のため、沿道での不燃建替え等に併せて幅員 4 m 以上の道路として整備を推進していきます。

##### 主要な細街路

建築基準法第 4 2 条の位置づけを有する道路のうち、通り抜けている道路を「主要な細街路」として位置づけ、防災生活道路とともに防災上有効な道路網を形成していきます。

#### 地区施設の配置図

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	防災生活道路 A
	防災生活道路 B
	主要な細街路
	公園（児童遊園）
	防災広場初音の森



#### 2 公園

地域の憩いの場となっている既存の児童遊園の保全・維持管理を図るとともに、公園・広場等の新設整備に努めます。

#### 3 広場

地域の憩いの場としてみどり豊かな住環境を形成するとともに、本地区の防災活動やコミュニティ活動等の拠点となっている「防災広場初音の森」の保全・維持管理を図ります。

### 4 その他まちづくりに関する方針

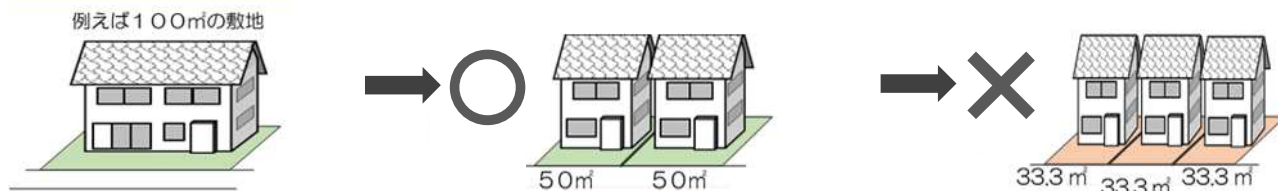
- 1 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（平成26年4月1日施行）と本地区計画との連携によって、老朽木造建物等の不燃建替えを促進します。
- 2 壁面後退区域においては、ゆとり空間や歩行者の待避空間の創出により、歩いて楽しめる快適で安全な環境づくりを進めます。
- 3 袋地状の道路については、災害時の二方向避難に資する通り抜け通路等の確保に努めます。
- 4 本地区の特性である景観の維持及び保全・継承を図るため、地域での検討の状況を踏まえ、必要な取組みを行っていくものとします。

## 5 建築物等の建て方のルール（建築物を建替える際のルール）

### 全地区共通のルール（ルール・・・）

#### ルール 敷地面積の最低限度

敷地の細分化を防止し、新たに密集市街地を発生させないため、敷地を新たに分割する場合は50㎡（約15坪）未満にはできません。



#### 【適用除外】

- 1 本地区計画の決定告示日において、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用するもの。
- 2 道路・公園等の整備により規定値未満となる土地。
- 3 代替地として提供される規定値未満の土地。
- 4 区長が公益上やむを得ないと認めたもの。

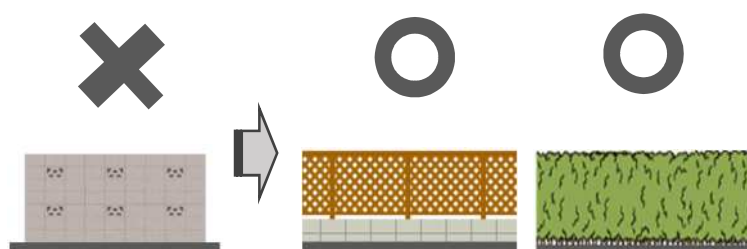
#### ルール 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

谷中の歴史や文化、まち並みに配慮した景観形成を図るため、次のルールを定めます。

- 1) 「建築物等の外観のデザイン」は谷中地区の歴史や文化、地区のまち並み景観に配慮したものとする。
- 2) 「建築物等の色彩」は原色を避け、まち並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。
- 3) 「屋外広告物や屋上設置物等」はまち並み景観に配慮するものとし、災害時の安全性を確保するため、腐食又は破損しにくいものとする。

#### ルール 垣又はさくの構造の制限

ブロック塀の倒壊による災害を防ぐとともに、沿道緑化による緑豊かな住環境を形成するため、道路に面して垣、さくを設ける場合は、原則として、生け垣又はネットフェンス等に緑化したものとしします。



#### 【適用除外】

- 1 道路面から高さ0.6m以下のブロック塀その他これらに類するもの。
- 2 本地区の特徴的な景観の構成要素である寺院の塀その他これに類するもののうち、構造上及び防災上問題がなく景観に配慮したもので、区長が認めたもの。
- 3 文化財保護法の指定または登録をされている重要文化財等、東京都文化財保護条例による都指定有形文化財、東京都台東区文化財保護条例による区指定文化財及び東京都台東区景観条例により指定をされている景観重要建造物。



## 地区別のルール（ルール ・ ）

### ルール 建築物等の用途の制限

「道灌山通り沿道地区」、「商業・住宅地区1・2」及び「朝倉彫塑館通り沿道地区1」では、健全で良好な市街地の形成と住環境の向上を図るため、性風俗営業等の店舗やナイトクラブは立地できません。

### ルール 建築物等の高さの最高限度

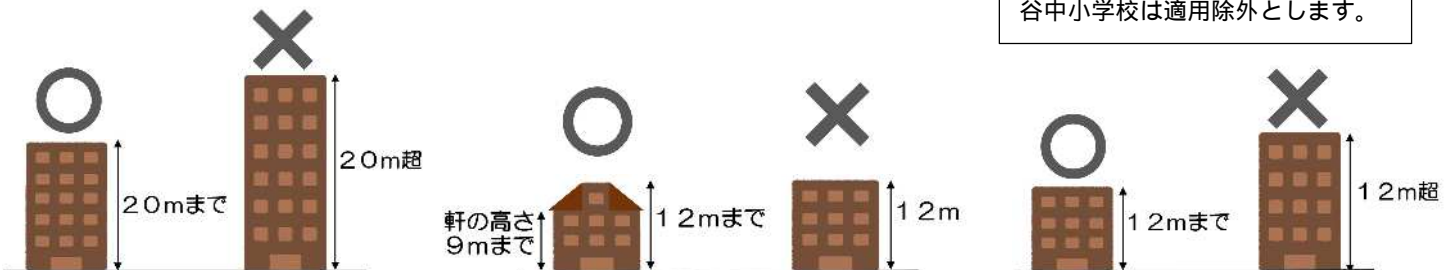
「商業・住宅地区1・2」、「朝倉彫塑館通り沿道地区1・2」及び「住宅地区」については、各地区の特性に応じたまち並みの形成や良好な住環境を確保するため、建築物の高さの最高限度を定めます。

【 商業・住宅地区1・2 】  
・ 20m（6階程度）まで

【 朝倉彫塑館通り沿道地区1・2 】  
・ 12m（4階程度）まで

【 住宅地区 】  
・ 12m（4階程度）まで

谷中防災コミュニティセンターと、谷中小学校は適用除外とします。



### 【適用除外】

#### 【朝倉彫塑館通り沿道地区1】

朝倉彫塑館通りに面さない敷地の建築物は20mまでとします。また、朝倉彫塑館通りに面さない敷地の建築物及び朝倉彫塑館通りに面していても朝倉彫塑館通りから5m以上離れている建築物については、軒の高さの規定は適用しないこととします。

#### 【朝倉彫塑館通り沿道地区2】

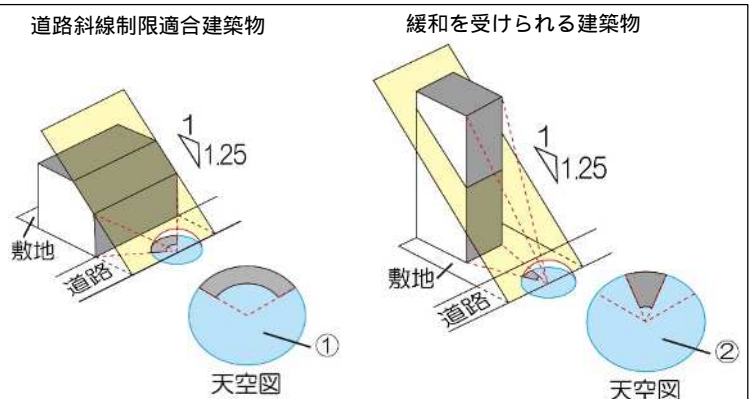
朝倉彫塑館通りに面さない敷地の建築物及び朝倉彫塑館通りに面していても朝倉彫塑館通りから5m以上離れている建築物については、軒の高さの規定は適用しないこととします。

### 【天空率について】

朝倉彫塑館通り沿道地区1・2では、天空率による道路斜線の緩和（ ）を適用しません。

#### （ ）天空率による緩和とは

天空率(右の天空図のうち水色部分の面積の比率)を比較して、**が** よりも大きい場合、高さの緩和を受けることができる制度です。



### 【規定する高さを超えている既存建築物について】

地区計画決定の告示日において規定する高さの限度を超えている既存建築物の建て替え(地区計画決定の告示日においての当該建築物の所有者等が行うものに限る。)については、当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内で1度だけ建て替えをできることとします。

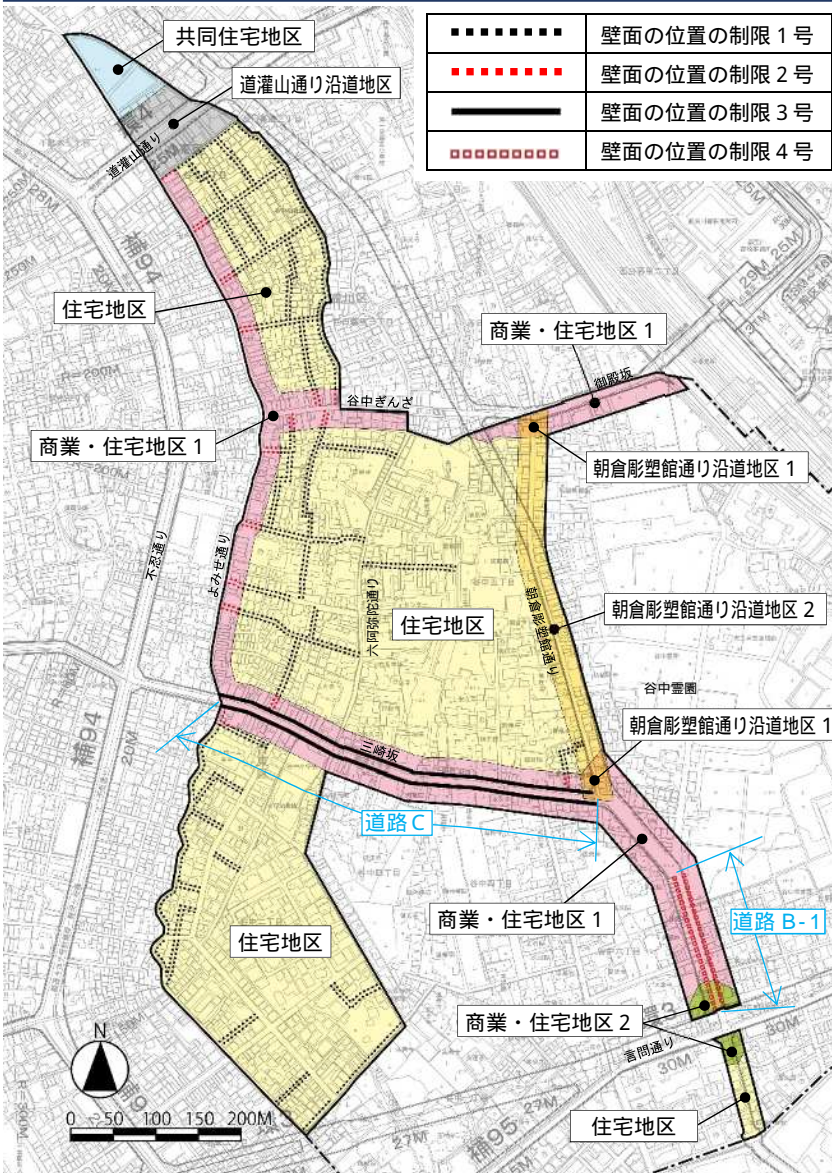
# 壁面後退及び容積率に係るルール（ルール ・ ・ ・）

## ルール 壁面の位置の制限

## ルール 容積率の最高限度

壁面の位置の制限1号、2号及び4号にかかる敷地では、地区の特性に応じたまち並みを誘導し、防災性の向上と良好な市街地環境を確保するため、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限を一体的に定め、道路幅員による容積率の制限と道路斜線制限を緩和します。

### 壁面の位置の制限 位置図



.....	壁面の位置の制限1号
- - - - -	壁面の位置の制限2号
—————	壁面の位置の制限3号
-□-□-□-□-	壁面の位置の制限4号

凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	壁面の位置の制限1号 道路中心 
	壁面の位置の制限2号 道路中心 
	壁面の位置の制限3号 道路境界 
	壁面の位置の制限4号 道路境界 

### 【適用除外】

- (1) 壁面の位置の制限1号及び2号については地盤面から2.5mを超え9mまで、4号については地盤面から2.5mを超え10mまでに設ける軒、庇その他これらに類するもの。
- (2) 文化財保護法の指定または登録をされている重要文化財等、東京都文化財保護条例による都指定有形文化財、東京都台東区文化財保護条例による区指定文化財及び東京都台東区景観条例により指定をされている景観重要建造物。

(注意) 上図の「縦横比」は、横1.0に対して、縦を0.7として作図しています。

**壁面の位置の制限**

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。）から道路中心又は道路境界までの距離は、左図に示す数値以上とします。

**容積率の最高限度**

容積率（建築物の各階の床面積の合計（延べ床面積）の敷地面積に対する割合）は、壁面の位置の制限などに応じて以下の数値までとします。  
 （敷地によっては異なる場合があります。）

高さの最高限度について  
 谷中地区には、現在、一部の地域（ 1 ）を除いて建物の高さの制限はありません。  
 （ 1 ）都市計画道路の計画線内

		地区区分	高さの最高限度
壁面の位置の制限 1 号 （第一種住居地域内）	..... 184%	住宅地区	12m
壁面の位置の制限 2 号 （近隣商業地域内）	..... 276%	商業・住宅地区 1	20m
壁面の位置の制限 3 号 （道路 C 沿道）	———— 300%	商業・住宅地区 1	20m
壁面の位置の制限 4 号 （道路 B - 1 沿道）	□□□□□□□□ 300%	商業・住宅地区 1	20m
	□□□□□□□□ 400%	商業・住宅地区 2	20m
壁面の位置の制限が定められていない敷地	前面道路（前面道路が二以上ある場合は、その幅員の最大のもの）の幅員のmの数値に、近隣商業地域では 10 分の 6 を乗じて得た数値、第一種住居地域では 10 分の 4 を乗じて得た数値と、用途地域に関する都市計画に定められた容積率（ 2 ）の、いずれか小さいほうの数値とします。	商業・住宅地区	20m
		朝倉彫塑館通り沿道地区 1	12m、 軒の高さ 9m 適用除外は、ルール⑤をご覧ください。
		朝倉彫塑館通り沿道地区 2	12m、 軒の高さ 9m 適用除外は、ルール⑤をご覧ください。
		住宅地区	12m 適用除外は、ルール⑤をご覧ください。

壁面の位置の制限が二以上定められている敷地、あるいは二以上の道路に接し、一は壁面の位置の制限が定められ、その他が定められていない敷地における容積率の最高限度は、前項各号の数値のうち最大の数値とします。

隅切り部分については、東京都建築安全条例第 2 条の角敷地に該当する場合、同条例が適用されます。

**（ 2 ）都市計画に定められた容積率（地区別）**

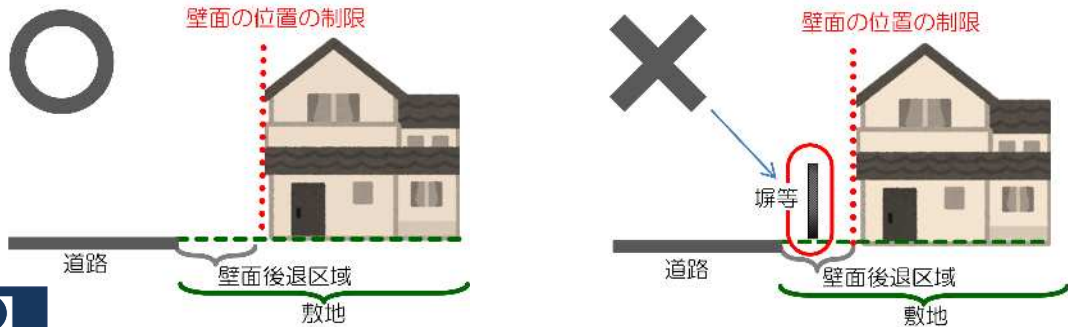
地区区分	容積率
道灌山通り沿道地区	500%
商業・住宅地区 1	300%
商業・住宅地区 2	400%
朝倉彫塑館通り沿道地区 1	300%
朝倉彫塑館通り沿道地区 2	300%
住宅地区	300%
共同住宅地区	300%

（注意）本誌の 2、3、6 頁に掲載している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものです。無断複製を禁じます。（承認番号）31 都市基交著第 105 号  
 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものです。無断複製を禁じます。（承認番号）31 都市基街都第 111 号、令和元年 8 月 6 日



## ルール 壁面後退区域における工作物の設置ルール

道路沿いのゆとり空間や歩行者の待避空間確保のため、壁面の位置の制限が定められた区域は、門、塀、垣又はさく等の工作物その他これらに類するものを設置することはできません。



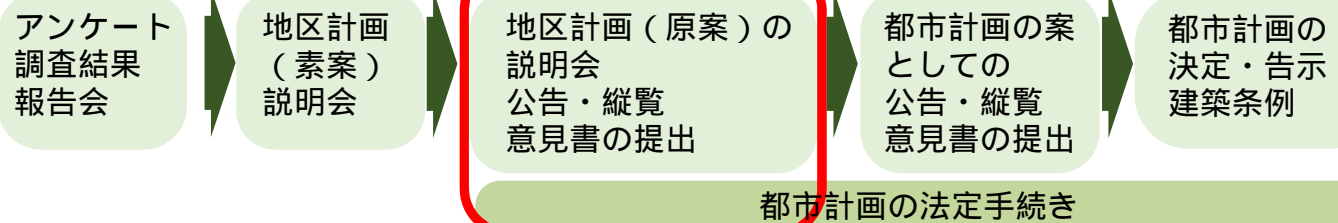
### 【適用除外】

- (1) 公益上必要なもの。
- (2) 文化財保護法の指定または登録をされている重要文化財等、東京都文化財保護条例による都指定有形文化財、東京都台東区文化財保護条例による区指定文化財及び東京都台東区景観条例により指定をされている景観重要建造物。

## 今後の予定

説明会后、地区計画（原案）の公告・縦覧を行います。その後、都市計画案の公告・縦覧を経て、都市計画の決定・告示を行い、建築条例化していく予定です。

### 【区が行う手続き】



### 【住民の皆様に参加していただく機会】

とのそれぞれの手続きの際に、住民の皆様にご意見を伺わせていただきます。また、の段階でも意見書を提出することができます。

## 谷中地区 地区計画（原案）の公告・縦覧のお知らせ

縦覧期間：令和元年10月21日(月)から11月5日(火)まで（閉庁日を除く）  
意見書の提出期間：令和元年10月21日(月)から11月11日(月)まで（閉庁日を除く）  
受付時間：上記期間内の午前9時から午後5時まで  
縦覧図書：台東区ホームページ（<http://www.city.taito.lg.jp>）からご覧いただけます。  
縦覧及び意見書受付場所：台東区役所 5階 都市づくり部 地域整備第三課（-3番）

問合せ先：台東区役所 都市づくり部 地域整備第三課  
〒110-8615 東京都台東区東上野 4-5-6  
電話：5246-1365（直通） FAX：5246-1369  
e-mail：chiiki03.yht@city.taito.tokyo.jp